

## 令和5年土佐市議会第3回定例会 質問事項

- 質問1 長年の学校現場、教育行政の経験を活かし、土佐市の教育に対する所感  
質問2 新型コロナウイルス5類移行後の土佐市民病院の現況・運営について  
質問3 新居地区観光交流施設『南風』について

令和5年9月11日（月曜日）午前10時開議

議長（森田邦明君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、8番野村昌枝さんの発言を許します。

8番議員（野村昌枝君）

### 質問1

長年の学校現場、教育行政の経験を活かし、土佐市の教育に対する所感

議長の許可がありましたので、通告順に従いまして質問いたします。1番の教育長さんの質問は、中田さんとちょっとダブっている点もあるかも分かりませんが、お許してください。

じゃあ1問目、長年の学校現場、教育行政の経験を活かし、土佐市の教育に対する所感を聞きます。

新しい教育長の就任を受け、教育長の教育に対する深い思いと情熱を感じることができます。長年の教育行政と学校現場での経験を通じて、子供たちの未来を真剣に考え、教育の質と効果を高めるための取組を続けてこられました。私たちもその熱意とビジョンに共感し、土佐市の教育課題が多くても、新しい時代の教育を築いていかなければと新たに思うところがございます。長年の教育行政と学校現場の豊かな経験を通じて、教育に対する所感をお伺いします。

議長（森田邦明君）

安岡教育長。

教育長（安岡健二君）

野村議員さんからいただきました御質問に、お答えします。

私は、中学校の教育現場や県教委、あるいは市教委等の教育行政を含めまして40年の教員生活を終えた後、議員の皆様の同意をいただき、この7月から教育長として赴任いたしました。

この間、全てが順風満帆であったとは言い難く、山あり谷ありの40年間でございます。昭和、平成、令和と時代が変わる中、社会も変わり将来の社会を力強く生き抜いていくため、子供たちに求められる力も変わってまいりました。それに応じ、総合的な学習の時間の創設や、道徳や小学校外国語科の教科化など時代の流れに応じ、求められる教育内容も変遷し、タブレットを活用した個別最適な学びの提供など、教育の手法も大きく変わりつつあります。

おそらく情報化が著しく進歩し続けている現状の下、教育活動を通して子供たちに求められる力や育てたい力は、今後も時代の流れに応じ変化し続けるものと考えます。しかしながら、どのように社会が変わろうとも、私たちは子供たちに教育という活動を通して、AIや機械では置き換わることができない主体性や思考力、道徳心あるいは実行力などの人ならではの能力や感性を育てていかななくてはならないと考えております。

不易と流行という言葉があります。不易とは、いつまでも変わらないもの、また、流行とは、変化し続けるものを意味します。私は、この職を通して教育会における不易の課題、以前から課題として挙げられている学力問題や不登校問題、人権課題など、また、流行である課題、情報化社会に対応したICTの

	<p>活用能力や社会に開かれた教育課程の創造など、こういった不易と流行に係る一つ一つの課題に対して微力ながら真摯に取り組み、40年間教育現場で育てていただいた恩返しの意味でも、土佐市の教育全体が一步でも前進できるよう、学校長や諸機関と連携を図りながら、一つ一つの教育課題の解決や改善に向け、取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長（森田邦明君）	野村昌枝さんの1問目2回目の質問を許します。
8番議員（野村昌枝君）	<p>御答弁ありがとうございました。</p> <p>教育一筋に40年間、お疲れ様でございました。御答弁にありました不易と流行の教育、いい概念ですね。私、これ共感で大好きです。松尾芭蕉が奥の細道の旅をする中で体得した、不易を知らざれば基立ちがたく、流行を知らざれば風新たならず、本当にいい概念で共感しております。教育の中でぜひよろしくをお願いします。</p> <p>教育会の不易の課題、学力問題や不登校問題、人権問題、土佐市は特に不登校問題にいろいろ課題がありますけれども、大事な子供たちが不登校で、もう一生を立ち行かなくなるようなことがないように、不登校にぜひ多様化を尊重しながら取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>今から本当に流行である課題、情報化社会に対応した、情報通信技術の活用能力や社会に開かれた教育課程の創造、私は一口で言いますけれども、ずうっと勉強していると、とても深い意味があるんだなっていうふうに尊敬いたしております。その課題に取り組んでいただけるように御答弁をいただきました。土佐市教育の前進に期待いたします。未来のある子供たちも、本当に今からの厳しい社会を生きる力をしっかりと育てていただけるようお願いいたします。この質問を終わります。ありがとうございました。</p>
議長（森田邦明君）	野村昌枝さんの2問目の質問を許します。
<p>8番議員（野村昌枝君）</p> <p><b>質問2</b></p> <p>新型コロナウイルス5類移行後の土佐市民病院の現況・運営について</p>	<p>2問目の質問をいたします。「新型コロナウイルス5類移行後の土佐市民病院の現況・運営について」質問いたします。</p> <p>政府は5月8日に新型コロナの感染法上の位置づけを5類に引き下げ、患者の医療費を原則自己負担とするなど、対応を徐々に通常の体制に近づけてきました。感染者の把握方法は、全ての医療機関から報告を受ける全数把握から、一部の医療機関からの報告を受ける定数把握に変更されました。患者や医療供給体制への急激な負担増加を避けるために一部の支援を継続し、病床確保料は9月末までは半額となり、その後については、夏の感染状況を踏まえ、9月中旬までに感染症部会などで議論し正式決定を目指すということで、10月からはどうなるのか分からない状況で心配しております。</p> <p>高知県内新型コロナウイルス感染症は8月27日、1週間に44医療機関874人、1医療機関当たり19.86人とやや減少も、引き続き感染症対策をと県は公表されており、医療の現場では厳しい状況が続いております。高知市の元私は中央病院でいらっしゃった先生のところによく訪ねていくんですけど、医療機関の医師は、全医療機関が診てないので負荷がかかる所は大変、今までは入院も保健所の調整があったが、なくなり、入院をお願いしても受け入れられずに困っている状況です。医師会からも来年3月まで何とか支援のお</p>

	<p>願いを要請はしていると、本当に使命感に燃えて医療を支えている様子が伺えました。土佐市民病院の現況についてお伺いいたします。</p> <p>また、新興感染症対応に係る医療計画を策定され、令和6年4月施行に向け、県と医療機関との間の病床確保の協定締結に向け、医療政策課は調査中です。土佐市民病院は、県に対してどのような回答を出されますか。また、今後の運営についてお伺いいたします。</p>
議長（森田邦明君）	横川病院事業副管理者。
病院事業副管理者（横川克也君）	<p>病院局の横川です。野村議員さんからいただきました御質問に、お答え申し上げます。</p> <p>まず、現況について申しますと、感染症法上の5類移行後初期には、コロナ感染の入院患者も少数で推移し、7月に入った頃には、徐々に一般入院患者に回復の兆しが見えてきたかと思われましたが、8月に入りますと、昨年の夏を思い起こすように感染者が激増し、病棟では大規模なクラスターが発生いたしました。それにより入退院の停止や予定手術の延期、発熱外来にも連日多くの患者が来院する中、職員の感染による出勤停止者も一時は20名に達するなど、医療体制が逼迫する大変厳しい状況となりました。一度コロナが流行し始めますと、病床稼働率の回復努力も一瞬で吹き飛んでしまう反面、感染が落ち着いてきても、一般患者数はなかなか回復しないという、これまでと全く同じ形態を繰り返しております。なお、先週末時点ではコロナの入院患者は7名、職員の欠員者数も10名を下回るなど、徐々に落ち着いてきましたが、継続して万全の感染拡大予防対策に努めております。</p> <p>次に、経営状況でございますが、病床確保料の期間が9月末までは延長されたものの、補助金の減額と空床確保補償エリアの縮小によって収入は大きく悪化し、今年度の病院経営は多額の損失が見込まれており、それらは今議会の補正予算書として提案させていただいております。なお、10月以降の病床確保料等補助事業の延長と充実につきましては、医師会をはじめ自治体病院協議会としても要望しているところですが、感染分類など法律が変わった以上は、難しいものと受け止め、これまでの経験を生かした創意工夫で、損失を最小限に食いとどめられるよう、感染症の対応と一般診療の両立に努力したいと考えています。</p> <p>続きまして、新興感染症への対応について、お答えいたします。</p> <p>次年度から計画されています改正感染症法の概要と趣旨を端的に申しますと、今般の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、都道府県が各医療機関に医療提供体制への要請を行うに当たっては、従前のように危機発生後に医療機関と交渉して確保するのではなく、事前の協議・協定により、あらかじめ担当することを約束してもらおうというもので、特に公立・公的医療機関等に対しましては、その役割を義務化する仕組みを整備しているものです。また、それは今年度中に策定、提出を求められています公立病院経営強化プランでも、大きな課題として掲げられています。</p> <p>なお、協定に当たりましては、支援額のイメージが示されており、それによりますと感染症医療の提供を行った月の診療報酬額が、感染症流行前の同月の診療報酬を下回った場合、その差額部分を補填するとされておりますので、今</p>

	<p>もなおコロナの影響を受け、常態的に減少している患者数と診療報酬の増収回復が、より重要となってまいります。</p> <p>その上で当院ができる対応としましては、新興感染症の流行初期の段階で5床、流行期で10床の病床確保を想定しておりますが、可能な限りは他の医療機関の動向確認、また、当院の損益分岐点や採算性も精査しながら、高知県としっかり協議して、適切な判断をしたいと考えております。議員におかれましては御理解と、今後とも御支援を賜りますようお願い申し上げます。</p>
議長（森田邦明君）	野村昌枝さんの2問目2回目の質問を許します。
8番議員（野村昌枝君）	<p>2回目の質問をいたします。</p> <p>新型コロナウイルス5類移行後の土佐市民病院の現況と運営について、御答弁ありがとうございました。現況につきましては感染法上の5類移行につきましても、医療の現場では万全の感染拡大予防対策に努められ、想像以上の実態であることがよく分かりました。8月には昨年の夏を思い起こすような感染者が激増しクラスターが発生し、それにより入退院の停止や予定手術の延期など、発熱外来職員の感染など厳しい状況であります。</p> <p>高知市のある医療機関の先生も指摘されたように、コロナ受入れ病院や外来は負荷が多く、全医療機関で診療されてないという現実を訴えておりました。5類移行後の感染者数、10月以降の病床確保料など、補助事業の延長など国の動向が気になるところです。</p> <p>新感染症への対応につきましては、概要と趣旨について説明をいただきました。当院ができる対応は、新興感染症の流行初期の段階で5床、流行期で10床の病床を確保を想定している。ほかの医療機関の動向と当院の損益分岐点や採算性を精査しながら、高知県としっかり協議しながら適切な判断をとという答弁内容で、今から難しい選択となります。けれども私は本当に、今までの市民病院は公的病院とはいえ、本当県下でも受入れの病棟数がすごく多くなって、今ね、大変な状況で、それを回復するために、今、本当に皆さんの、ほかの病院よりももっともとの苦勞なさって、元に戻そうとしているっていうのが分かりますので、ぜひですね、あまりたくさんとか受けるのをね、使命感を感じて受けるのはいいんですけども、そういった国の動向でさっと変えられてしまうと、もう病院のスタッフもみんなね、大変な状況になりますので、その辺は踏まえまして、あまり多く、多くとは、そんなことは言われませんが、無理のない数値でぜひやっていただきたいとお願ひしておきます。</p> <p>感染分類など法律が変わった以上、これまでの経験を生かした創意工夫で損失を最小限にとどめられるよう、感染症の対応と一般診療の両立に努力をという、使命感に燃えた力強い答弁でありました。</p> <p>私は先日、県の医療政策課の課長補佐と話した時に、なかなか見通しは今から、補助の見通しは難しいですよと言っていましたけど、8月のコロナの状況によったら、また、元に少しは延長される可能性もあるかとは思いますが、市民病院は、でもうちは非常に今大変で苦勞してますよって言いましたら、市民病院は今まで自治体病院の中でも、赤字でなく健全な運営をされてた経験があるので、それをもとにやれば絶対大丈夫ですからっていう他人事のような、この現場の苦勞がお分かりですかと思ひながらお話をしたことでございました。</p>

	<p>経済の発展も大事ですが、命を守る医療現場の声にもね、耳を傾けた政策を願います。国の動向を注視しながら、微力ですが応援していますので、しっかりとよろしく願いいたします。</p> <p>これで、この質問を終わります。</p>
議長（森田邦明君）	野村昌枝さんの3問目の質問を許します。
8番議員（野村昌枝君） 質問3 新居地区観光交流施設『南風』について	<p>3問目、「新居地区観光交流施設『南風』について」質問いたします。</p> <p>6月に引き続きの質問です。新居地区観光交流施設南風については、大きな騒動となり、いろいろな問題が浮き彫りとなりました。どうしてこういうことになったのか、どこに問題があったのか、検証することが必要ではないでしょうか、お伺いします。透明度を高め法令遵守、ガバナンス行政を図るべきこの問題の経過を見ながら強く思うところです。</p> <p>市長行政報告では、3者協議への早期復帰について、要請を行っている。土佐市立新居地区観光交流施設及び避難施設の設置及び管理に関する条例及び同施設の管理運営に関する包括協定に基づく指導を引き続き行っているという報告を受けました。私も帰りまして、条例と包括協定をもう一度見直してみました。土佐市はNPO法人の管理運営業務を正常化させ、NPO法人が新たな事業者になり、利用許可を出せる状態にするのではないのでしょうか。もう少し土佐市発展のために、主体性を持った指導が必要だと思います。担当課長さんはいつもよく行かれてますけれども、もうちょっとどうかなって思いながら考えております。もうちょっと主体性を持って指導なさってもいいんじゃないでしょうか。</p> <p>市として正常な管理運営ができ、そこで市長、当該NPO法人が早期に指定管理者業務を行うことができるように、どのようなお考えをお持ちでしょうか、お伺いします。</p>
議長（森田邦明君）	板原市長。
市長（板原啓文君）	<p>野村議員さんからいただきました御質問に、お答えを申し上げます。</p> <p>はじめに、指定管理者であるNPO法人新居を元気にする会は以下、NPO法人とし、2階多目的ホール内喫茶スペース利用者である企業組合を以下、企業組合とさせていただきます。</p> <p>また、答弁の前に、先日放送されましたNHKのクローズアップ現代の内容につきまして申し上げます。番組の中で市が地域おこし協力隊員に対してカフェの運営を任せたり、市関係者のコメントとして、施設の開業が迫る中、NPO法人のやりたいことよりも地域おこし協力隊員に早く店を開いてもらうことを優先したとの内容がありましたが、これらをはじめ、事実とは異なる内容があるほか、視聴者が行政に責任のほとんどが存するんだと決めつけてしまうよう、膨大な取材の中からその結論に合わせた切り取りを行い構成されております。そのことは、まず議員各位には御理解をいただいております。</p> <p>今回の問題につきましては、御案内のとおり、市、NPO法人、企業組合において主張が三者三様であり、NPO法人や企業組合の関係者のコメント等を各報道機関が取り上げ、3者の主張が異なることから大きな騒動となり、いまだ解決に至っていないところであります。</p> <p>指定管理者であるNPO法人の設立後、平成27年1月からNPO法人と市</p>

	<p>等で施設の運営内容を協議する中で、NPO法人の希望であった施設2階での農家レストラン等の経営について、アドバイザーに入っていたいただいて検討を行っていましたが、NPO法人自らにおいて経営することは難しく、話はなかなかまとまりませんでした。</p> <p>その後、新居を守る会、NPO法人、市、県、新居地区住民、地域おこし協力隊員等で2階の喫茶スペースの運営について協議、検討する中で、新居地区の方々と地域おこし協力隊員とで企業組合を設立し、市、NPO法人、この企業組合の3者で合意をして、施設2階多目的ホール内の喫茶スペースについて、企業組合の利用が始まったものであります。</p> <p>議員さん御質問の南風に関する問題につきましては、解決には至っていない中で、行政として反省する点につきましては、当初は先ほどの説明でお分かりのようにですね、3者で合意をして始まったにもかかわらず、年数が経過するにつれ、NPO法人と企業組合の目指す方向のずれが生じる中で、市がNPO法人と企業組合との間に入り、施設の利用方法や運営内容等も含めて様々な協議や調整をしておりましたが、解決に至らなかったという点でございます。</p> <p>次に、正常な管理運営ができる体制という点でございますけれども、土佐市立新居地区観光交流施設及び避難施設の設置及び管理に関する条例及び同施設の管理運営に関する包括協定に基づき、市にかわって施設の設置目的に沿って管理運営業務を行うことが指定管理者の責務であり、問題が起こった場合の解決も含めまして、指定管理者が責務を果たすことが、正常な施設の管理運営であると考えております。</p> <p>市といたしましては、3者協議により問題解決を図ることが、円満解決、正常な施設機能の復活にとって必要なものと考えておりましたが、それが困難な情勢となり、矛先や論点の迷走も見られる中、市といたしましては、管理運営に係る責務の遂行について、指定管理者に対しまして引き続き指導を行いつつも、委託期限が迫り協議検討時間が限られる中、早期解決に向けて顧問弁護士と相談の上、法律等に基づき適切な対応を余儀なくされているものと認識いたしておりますので、議員さんにおかれましては御理解賜りますようお願い申し上げます。</p>
議長（森田邦明君）	野村昌枝さんの3問目2回目の質問を許します。
8番議員（野村昌枝君）	<p>御答弁ありがとうございました。</p> <p>なんか法的措置を含め顧問弁護士と相談の上、管理運営に係る責務の遂行について、指定管理者に対して引き続き指導を行い、早期解決に向けて取り組むという御答弁でありました。</p> <p>昨日の高知新聞の記事でも、現状について弁護士と相談し、法にのっとって適切な対応を取らざるを得ないと、新たな動きを示唆という記事でございました。法にのっとって適切な対応とは、具体的に何をしようとしているのですかね、教えてください。</p> <p>また、検証することは必要ではないかという質問に対して、先ほど来の答弁にありました、私は業務委託契約の締結について、ユーチューブでもいろんな情報が氾濫してますけれども、みんなの情報を信用するわけじゃないんですけど、いろいろ見ていってユーチューブの、私はこの企業診断士の遠藤久志さんが、</p>

	<p>5回にわたってこの問題を取り上げています。非常に中立的な立場でどちらにも偏らずに、どちらが悪いというんでもないけれども、こういったことを経験に皆さんが経営をしていく中で、気をつけようという視点でユーチューブにされてまして、私はこの方から業務委託契約書の締結をちょっと担当に聞いたんですけど、ちょっと見当たらないようだったので、企業診断士の遠藤久志さんに、株式会社エスエルディー発表の業務委託契約締結高知県産業振興計画への参画によるという資料を、すみませんが、私に御享受いただけませんかと言いましたら、どうぞ使ってください、お役に立てば結構ですということで、さっと送っていただきました。その書類を私、新たにいろんなことを思ったところでございます。この書類ですけれども。</p> <p>これエスエルディーが出されているんですけど、この遠藤久志さんが言うには、これは多分、多分じゃなくて、会社のほうから出されているもので、信頼できる文書だと思われましてという補足がありました。この業務委託契約締結高知県産業振興計画への参画によるとですね、平成27年10月よりエスエルディー代表取締役社長青野玄と書かれて何と読まれるんですか、たかしさんでしょうか。名前は間違っって言われませんが、青野玄さんと書かれています。それが高知県産業振興アドバイザーに就任しております。その後、土佐市との関わりについて、私はお伺いします。</p> <p>次に、平成28年2月25日エスエルディーとNPO法人、売買契約、契約書、前理事長はこの売買契約書について、筆跡も違うし、どうなっているのか分からんというふうに、この人、前理事長は全然この契約書については納得していないようですね。</p> <p>もう一つ、平成28年4月22日、NPO法人口座よりエスエルディーに約200万円送金しています。この2点について、NPO法人はなんかね、すごく疑問なんですよ、疑問のままなんです。だから私ずうっと今までの経過では、説明したよと言うけれども、どうですかね、この二つについてちょっと真実をお伺いします。</p>
議長（森田邦明君）	暫時休憩します。
<p>休憩 午後 3時37分 正場 午後 3時38分</p>	
議長（森田邦明君）	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。 板原市長。</p>
市長（板原啓文君）	<p>野村議員さんから再度いただきました御質問に、お答えを申し上げたいと存じます。</p> <p>まず、1点目の具体的に何をするのかというお話でございますけれども、御案内のとおりだと思うんですけども、NPOとですね、土佐市との意見の相違点があるわけございまして、その事実についてですね、確認行為等々、話し合いが必要な状況かと思えます。そういったことをしながら、相違点を潰していってですね、合意形成を図っていただければいいわけですが、なかなかそういったことにはなりにくいかなという場合には、顧問弁護士さんとですね、相談しながら、法的な措置について対応していくということになるかというふうに思うわけでございます。その具体的内容を現在の段階でどんなことというの</p>

	<p>は、まだ相談もしておりませんので、申し上げる段階にはないかなというふうに思います。</p> <p>それから、2点目でございますけれども、高知県の産業振興アドバイザーの市との関わりでございますけれども、2階多目的ホール内の喫茶スペースの運営につきまして、市から高知県に対しましてアドバイザーの派遣依頼を行い、平成27年10月から平成28年1月まで、毎月1回、計4回ですがアドバイザーとして派遣をしていただき、喫茶スペースの運営について様々なアドバイスをいただいております。</p> <p>次に、市とNPO法人の関わりについての経過になるわけですが、市が土佐市立新居地区観光交流施設を整備するにあたりまして、新居を守る会とそれから施設内容・運営内容・運営母体等を協議・検討する中で、施設の運営を担う団体といたしまして、NPO法人を設立することとなりました。この法人設立に当たっての法人登記事務につきましては、新居を守る会と市との協議の上で、市において事務支援を行うことで合意がされたところです。この事務につきましては、担当所管である建設課で行い、当時の理事長に説明・確認をしながら、登記申請事務等を行ってまいりました。</p> <p>NPO法人の登記完了後におきましても、NPO法人に事務員が雇用されていなかったため、NPO法人と市との協議の上で、平成28年3月までは、市がNPO法人の事務を手伝うこととなり、事務の内容について、その都度、逐一当時の理事長に説明をし同意を得て、理事長の指示のもとに必要な事務を行っていたところでございます。</p> <p>議員さん御質問の中にあつたと思っておりますけれども、テーブルとか椅子とか、そういった売買契約に関する件につきましてはですね、複数の市職員が当時の理事長及びNPO法人のメンバーであります、新居を守る会の会長に対しまして説明をし同意を得て、平成28年2月25日付で売買契約を締結したものでございまして、NPO法人が契約締結について承認をしていたものでございます。</p> <p>また、代金の支払いにつきましては、平成28年の4月からはNPO法人が南風の指定管理者となりまして、事務員を雇用いたしましたことから、この売買契約に係る件を含めまして、市が行っていた事務の一切をNPO法人に引き継いでおります。申し上げるまでもなく、社会通念上、法人会計の支出に当たっては、契約の事実を把握していない契約代金を支払うことは考えられないことや、NPO法人において支払い手続を行い、NPO法人の平成28年度の決算において、売買契約書に基づく代金の支出が承認をされていることから、NPO法人の意思決定により支出されていることに、疑いの余地はないものと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>以上、答弁とさせていただきます。</p>
議長（森田邦明君）	野村昌枝さんの3問目3回目の質問を許します。
8番議員（野村昌枝君）	<p>御答弁ありがとうございました。</p> <p>業務委託契約締結高知県産業振興計画への参画について、先ほど申しました平成27年10月よりエスエルディー代表取締役社長青野さんは、高知県産業振興アドバイザーに就任しています。その後、土佐市との関わりについては、</p>

平成27年10月から平成28年1月まで、毎月1回、計4回、アドバイザーを派遣していただき、喫茶スペースの運営に様々なアドバイスをいただいておりますという御答弁でございました。

この文書によりますと、高知県及び土佐市が推進する新居地区観光交流施設2階部分魅力向上事業における、総合的な開発支援業務を当社が受託、当社、エスエルディーですね、当該飲食スペースを運営する企業組合アルバトーザ、これはNPOの中に、新居の中につくったアルバトーザですね、代表理事が永田順治との間において、私ここで初めてね、行政の説明で関さんたちがしてくれた時に、なんでアルバトーザって立ち上げるのかなあって不思議に思ってたんですよ。でも、あ、こういう関連性が出てくるからアルバトーザを立ち上げたんだなっていうふうに、ちょっとこの書類を見てからね、納得しました。永田順治さんとの間にね、業務委託を締結しましたとあります。間違いのないと思います。そして、この中には、店舗情報には店名カフェニールマーレとあって、平成28年4月21日オープン予定、座席数は約50席とありますよ。50席って多いですね。3分の1しかはじめ言ってなかったのに、50席といたら私はこれは全部じゃないかなと思って、この文書を見ながら、これ見ながら、初めからアルバトーザとエスエルディーがあれしている契約というのは、50席なんかと思って、また、その後にニールマーレ発表のチラシというかを見ますと、最後は約46席となっていましたね。ちょっとこの50席と、じゃない46席なんですけど、ちょっと3分の1でずうっとということとはちょっと違和感を感じますね。

この契約を結んで行われた事業が、高知県と土佐市が2分の1、2分の1で、251万1,000円補助された新居地区観光交流施設2階部分魅力向上事業ですよ。この事業は、1番に事業計画の策定、2番にメニュー開発及びレシピ作成事業、そして、3番目にインテリアなどのコーディネート事業とあります。3番で購入物が決定されるわけですから、インテリアコーディネートで、ですけども、ずっと私、資料を見ながら思うところですけども、業務委託契約と売買契約の締結日が同日なんですよね。平成28年2月25日、両方が同日となっています。この売買契約をされた時に、そして締結をしたこの同日に、3番目の事業としてインテリアコーディネート事業があるんで、この中でそういった2階の物品が出てくるわけですから、購入物品もこれ金額も決まっていけないのでは、その時に何で売買契約締結って、私の頭の中では整理ができません。疑問に思うところです。で、NPO法人には売買契約にて説明しているという答弁です。こんな大事なことをね、説明するときには文書が要りますよ。文書も取ってますかね。そうでないと、あなたたちに説明した、聞いてないっていう問題が、そんな問題が発生するから、大事なそういうね、契約文書をつくる。お金もそういうときにはきちっと文書で交わすっていうのが一般的ですよ、文書ありますか、お尋ねいたします。

そして、この代金の支払い約200万円につきましては、私これ6月の議会でもこの問題を言ったと思うんですけど、この200万円、県にも行って、これどこから出ている、どこから出ていると聞いたけど、県は県庁じゃないよと言われてたんで、それで私は文書で見て、ここかなっていうふうに、6月の答

	<p>弁に投げかけた経過がありましたけれども、この支出先が私分からなかったもんですから、6月議会前にNPO法人の送金した職員に、当時の説明を聞きに行きました。そしたら、その職員は3月末までは土佐市役所の臨時職員であったけれども、4月からNPO法人にきて、そして土佐市の職員に依頼されたままに、平成28年4月22日に送金したと本人も気にされておりました。</p> <p>私もこの約200万円っていうのは、観光交流施設2階の製品はアルバターザが支出されるか、あるいは市の施設ですので土佐市が支出されるか、と聞いていたら、なぜNPO法人の通帳からNPO法人が送金されねばいけないのかなと、私はね、ずうっとこの議会の間、自分の頭の中が混乱するので、情報開示を見ながら整理していくと、そういう疑問が出ました。</p> <p>答弁では平成28年度の決算について、売買契約に基づく代金の支出が承認されているという御答弁でございます。確かに、確かにね、NPOは、私はこれは承認されているから、まあと思ったんですけども、ちょっとその辺は私なりにちょっと調査してみましたら、4月の途中から派遣社員として入職された職員がね、会計の仕分けも全然分からなくて作業については、勘定科目などは土佐市の職員に教えてもらいながらやってたそうです。で、決算じゃあそれがちゃんと購入になっているかねと私は尋ねましたら、決算では200万円の説明はどうなっていたのかねえと私が尋ねたら、この項目は草刈り、消耗品とあったので、あまり問題にならなかったのではないかなというふうにお聞きしておりますけれども、私は現実には分かりません。</p> <p>この売買契約、200万円送金につきましては、土佐市とNPO間に、私の考えとしたりそごがあります。執行部のほうはそごじゃないと言うかも分からないけど、私としてはそごがあります。市長は弁護士と相談し、法にのっとって適切な対応を取らざるを得ないとの答弁を、マスコミ報道でもありました。しかし、冒頭で経過の検証を求めましたが、このような問題のそごの解決には本当に尽力をいただいて、早く観光交流施設の正常な運営に戻し、土佐市の発展に私は御尽力いただきたいという思いで厳しい質問もしております。</p> <p>市長、土佐市とNPO法人のそごについて、市長はどのようにお考えですかね、お伺いします。</p>
議長（森田邦明君）	暫時休憩します。
<p style="text-align: center;">休憩 午後 3時51分 正場 午後 3時52分</p>	
議長（森田邦明君）	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。 お諮りいたします。</p> <p>ただいま、8番野村昌枝さんの質問続行中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と呼ぶ者あり）</p> <p>御異議なしと認めます。</p> <p>よって、そのように取り扱うことに決しました。</p> <p>なお、明日の日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。</p> <p>午前10時開議でありますので、定刻の御参集をお願いします。</p> <p>本日は、これにて延会いたします。</p>

	<p>延会 午後 3時52分</p>
	<p>令和5年9月11日（火曜日）午前10時開議</p>
<p>議長（森田邦明君）</p>	<p>ただいまより、本日の会議を開きます。</p> <p>現在の出席議員数14名、よって会議は成立いたしました。</p> <p>日程第1、議案第2号から第11号まで、報告第1号、認定第1号から第12号まで、以上23件を一括議題といたします。</p> <p>これより議案に対する質疑並びに一般質問を行います。</p> <p>通告順に従いまして、順次発言を許します。</p> <p>昨日に引き続き、8番野村昌枝さんの3問目3回目の質問に対する答弁を求めます。</p> <p>板原市長。</p>
<p>市長（板原啓文君）</p>	<p>おはようございます。</p> <p>昨日、野村議員さんから再度いただきました御質問にありました、そごではないかと疑問に思っておられる点につきまして、当時の経過を交えて、詳細の御説明を申し上げたいと存じます。</p> <p>まず御説明の前に、昨日お答えをいたしました中で、2階多目的ホール内の喫茶スペースと申し上げましたが、正しくは2階地域交流スペース内の喫茶スペースでございますので、おわびをして訂正させていただきます。</p> <p>昨日、御説明いたしましたように、平成27年の10月から平成28年の1月にかけて、4回にわたりアドバイザーに入ってもらい、2階地域交流スペース内の喫茶スペースの活用策や、地域交流スペース内の物品の配置、概算費用等について、協議検討がされたわけでございますが、その結果、オープン予定が迫る中、具体的に進めるにあたっては、県の補助制度活用を意識をいたしまして、企業組合が県の補助事業を使って、2階地域交流スペース全体のコーディネートを考えてもらうこと。そして、2階で使用使用するテーブルや椅子等、家具や食器類は、2階地域交流スペース全体の利用促進を図るため、NPO法人が購入することについて、NPO法人、企業組合、市で合意の上、決めております。</p> <p>それに基づき、平成28年1月29日に市は県への補助金交付申請を行い、2月23日付で県から交付決定が届き、同日付で市から企業組合に交付決定をいたしております。</p> <p>その後、議員さん御紹介のとおり、平成28年2月25日に企業組合とエスエルディーとの間で、2階部分の魅力向上事業の契約がされております。そして同日、NPOとエスエルディーとの間で、商品売買契約書が交わされております。後段のこの売買契約書につきましては、入手をされているというお話もございましたので、御存じかと存じますが、今後の購入手順について定めたものでございます。つまり、当該時点では詳細や金額が入っていない契約でございます。</p> <p>その後、前段の契約に基づきまして、事業計画の策定、メニュー開発等の事業が行われるとともに、後段の契約に基づきまして、客席家具につきましては3月2日に189万5,544円の、それから客席食器につきましては3月2</p>

	<p>5日に13万7,278円の明細付の見積りが出され、それに基づき注文・納品、そして4月5日付で請求がなされ、同年4月22日に振り込まれているという経過でございます。</p> <p>以上が、残存している当時の資料や、担当者への聞き取りに基づく調査で確認している内容でございます。</p> <p>蛇足になりますが、逐一、当時のNPO理事長に報告・確認するとともに、当時1日置きに市役所においで出していた新居を守る会の会長にも必ず報告して進めていたとのことございました。</p> <p>なお、聞き取り事項として、草刈り経費の話もございましたが、当時、当該NPOは公園の草刈りを受託いたしまして、そうした事業によって生じた自己資金により支払われたことをそのように勘違いされたのではと推察しますが、いずれにいたしましても、客席家具代等と書かれた請求書に基づき支払われておりますので、御理解をお願いいたします。</p> <p>（「あ、文書、文書のある、文書ありますかという。言った言わないの。言いましたよね、市の説明が、再三しました、こちらは聞いておりません。そういう今状態だけですが、文書はありますかという。言った言わないじゃなくて、その」と、野村昌枝議員述ぶ）</p> <p>御質問にありましたその文書の話でございますけれども、文書によるかどうかにつきましての詳細の調査はしておりませんが、ある部分も資料においてはあると思っておりますけれども、明細、先ほど言いました……</p> <p>（「そんな小さくじゃなくていいけど、売買契約もそういった200万のことについても全て、どうぞやってくださいねって、納得しますっていうような同意の文書です」と、野村昌枝議員述ぶ）</p> <p>同意の文書。文書を取っての交わしをしておりませんので、すみません、御理解いただきたいと思っております。</p>
議長（森田邦明君）	以上で、8番野村昌枝さんの質問を終結いたします。